



角 監 第 22 号
平成30年8月22日

角田市長 大 友 喜 助 殿

角田市監査委員 南 部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

平成29年度資金不足比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された平成29年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成 29 年度経営健全化審査意見書

1. 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期間

平成 30 年 8 月 13 日から同年 8 月 20 日まで

3. 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された平成 29 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

特別会計の名称		資金不足比率		経営健全化基準	備 考 (資金剰余額)
		平成 28 年度	平成 29 年度		
法適用	水道事業会計	—	—	20.0%	928,935 千円
法非適用	公共下水道事業特別会計	—	—	20.0%	486 千円
	農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0%	127 千円

※資金不足比率について、資金不足が発生していない会計は「—」と表示している。

(2) 個別意見

① 資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。地方公営企業法適用の水道事業、同法適用以外の公共下水道事業、農業集落排水事業のいずれの会計も前年度と同様に資金の不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されないことを確認した。これらの事業会計は良好な状態にあると認められる。

② 決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期支払能力を示す流動比率は 607.29 % となっており、引き続き良好な状態にあると認められる。

なお、今後も更なる経営の安定化を目指し、経費削減と使用料等の収納率向上に努められたい。